

ナラ枯れ未然防止事業検査基準

制定 令和5年 3月31日 森-3389

改訂 令和5年 6月30日 森保-1136

改訂 令和7年 4月 1日 森保- 269

第1 趣旨

安全・安心な森整備事業のうち、ナラ枯れ未然防止事業の検査は、「秋田県補助事業工事経理検査実施要領（平成19年4月1日施行）」に基づくほか、以下の基準により実施するものとする。

第2 内容

1 経理検査

地域振興局長（以下「局長」という）は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱第8に基づき事業実施主体から提出される実績報告書の受理後に経理検査を行うものとし、実績報告の事業費が定められた経費の内容に該当しており算定が適正であるかを検査する。

(1) 補助金対象経費の算定

【伐倒処理】

ア 伐倒処理、搬出・運搬、経費

伐倒処理、破砕、搬出・運搬経費は、事業実施主体が実施する内容に係る経費とし、搬出数量に別に定める定額単価を乗じて求めた額とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、アの経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

【付帯整備（森林作業道）】

ア 森林作業道開設費

森林作業道開設費は、伐採木を搬出するために開設した作業道に係る経費及び搬出に係る経費とし、搬出数量に別に定める定額単価を乗じて求めた額とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、アの経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた金額とする。

[その他]

ア 数量の単位

数量の単位は、面積はヘクタール、材積については立法メートル、延長についてはメートルとする。

端数の取り扱いは、面積、材積については、単位以下第3位まで算出し、その計において四捨五入して第2位止めとする。延長については、小数点以下を切り捨て整数止めとする。

2 現地検査（完成確認検査）

局長は、秋田県補助事業工事確認検査実施要領第5条に基づき、事業実施主体から現地確認の要請があった場合は、当該検査基準にて現地検査を行うものとする。ただし要請のない場合は全体工事確認検査とし、書類検査により事業の適正な遂行を確認できる時は、現地検査を省略できるものとする。

(1) 森林整備における完成状況の確認

ア 伐倒処理における完成状況の確認

被害木については、全てが地際10cm以下で伐採されていることを確認し、出来形管理表（実施基準：様式第5）の適正について判断する。

被害木周辺のナラ類がすべて伐倒されていることを確認する。

イ 搬出及び運搬の確認

伐倒処理材が適正に搬出されているか伝票等により数量を確認すること。

ウ 付帯施設（森林作業道）の確認

延長及び幅員について搬出距離を確認すること。

第3 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は令和 5年 4月 1日から施行する。

この基準は令和 5年 6月30日から施行する。

この基準は令和 7年 4月 1日から施行する。